

ひまわりアパートメント加入約款

現行	改正				
第1条（用語の定義） ＜新設＞	第1条（用語の定義） 37 ブロードバンドユニバーサルサービス料 事業法に定める「高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金および負担金算定等規則」（令和4年総務省令第70号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金				
第4条（デジタルホームターミナル） 7 当社は、視聴状態の確認を行うために、 <u>第31条</u> （個人情報）の規定を遵守した上で、利用者の使用するデジタルホームターミナルと、電気信号による通信を行うことができるものとします。	第4条（デジタルホームターミナル） 7 当社は、視聴状態の確認を行うために、 <u>第32条</u> （個人情報）の規定を遵守した上で、利用者の使用するデジタルホームターミナルと、電気信号による通信を行うことができるものとします。				
＜新設＞	第23条（ユニバーサルサービス料の支払義務） 加入者は、その料金月の末日において加入契約を締結している場合、料金表に定めるブロードバンドユニバーサル料（事業法に定める高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金および負担金算定等規則（令和4年総務省令第70号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金。）の支払いを要します。				
附則 ＜追加＞	附則 17 この約款は、2026年1月1日より施行します。				
料金表 通則 ＜新設＞	料金表 通則 (7)ユニバーサルサービス料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブロードバンドユニバーサル料 ※1</td> <td>2円（税込 2.2円）※2※3</td> </tr> </tbody> </table> ※1 ブロードバンドユニバーサルサービス料は回線ごとに発生します。 ※2 ブロードバンドユニバーサルサービス料は、総務省の認可に基づき支援機関が算定し一般社団法人電気通信事業者協会ホームページ（ https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/ ）で公開された番号単価に基づいて、当社が定めます。 ※3 2026年は、2026年3月ご利用分のみが請求対象となります。	項目	料金額	ブロードバンドユニバーサル料 ※1	2円（税込 2.2円）※2※3
項目	料金額				
ブロードバンドユニバーサル料 ※1	2円（税込 2.2円）※2※3				

ひまわりアパートメント利用約款（ひまわりアパートメント対応集合住宅利用者用）

2026年1月1日

第1条（用語の定義） ＜新設＞	第1条（用語の定義） 37 ブロードバンドユニバーサルサービス料 事業法に定める「高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金および負担金算定等規則」（令和4年総務省令第70号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金
第12条（デジタルホームターミナル） 8 当社は、視聴状態の確認を行うために、 <u>第39条</u> （個人情報）の規定を遵守した上で、利用者の使用するデジタルホームターミナルと、電気信号による通信を行うことができるものとします。	第12条（デジタルホームターミナル） 8 当社は、視聴状態の確認を行うために、 <u>第40条</u> （個人情報）の規定を遵守した上で、利用者の使用するデジタルホームターミナルと、電気信号による通信を行うことができるものとします。
第30条（利用料金等の請求及び支払） 2 当社は、宅内設備工事、特殊工事の費用、 <u>第31条</u> （延滞金）に定める延滞金、その他の債務が発生した場合、これを前項の利用料金に合算して加入者に請求します。	第30条（利用料金等の請求及び支払） 2 当社は、宅内設備工事、特殊工事の費用、 <u>第32条</u> （延滞金）に定める延滞金、その他の債務が発生した場合、これを前項の利用料金に合算して加入者に請求します。
＜新設＞	第31条（ユニバーサルサービス料の支払義務） 利用者は、その料金月の末日において加入契約を締結している場合、料金表に定めるブロードバンドユニバーサル料（事業法に定める高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金および負担金算定等規則（令和4年総務省令第70号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金。）の支払いを要します。
附則 2 （実施期日） ＜追加＞	附則 2 （実施期日） (36)この約款は、2026年1月1日より施行します。

現行	改正				
<p>料金表 通則 <u><新設></u></p>	<p>料金表 通則 (6)ユニバーサルサービス料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ブロードバンドユニバーサル料 ※1</td> <td style="text-align: center;">2円（税込 2.2円）※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; margin-top: 10px;"> ※1 ブロードバンドユニバーサルサービス料は回線ごとに発生します。 ※2 ブロードバンドユニバーサルサービス料は、総務省の認可に基づき支援機関が算定し一般社団法人電気通信事業者協会ホームページ (https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/) で公開された番号単価に基づいて、当社が定めます。 ※3 2026年は、2026年3月ご利用分のみが請求対象となります。 </p>	項目	料金額	ブロードバンドユニバーサル料 ※1	2円（税込 2.2円）※2※3
項目	料金額				
ブロードバンドユニバーサル料 ※1	2円（税込 2.2円）※2※3				

ひまわりおくラクWi-Fi LTE無線通信サービス契約約款

2026年1月1日

<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">22 ローミング</td><td style="width: 85%;">第57条（ローミングの利用等）の規定により契約者が利用することができる別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービス</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;"><u><新設></u></td></tr> </table>	22 ローミング	第57条（ローミングの利用等）の規定により契約者が利用することができる別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービス	<u><新設></u>		<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">22 ローミング</td><td style="width: 85%;">第58条（ローミングの利用等）の規定により契約者が利用することができる別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービス</td></tr> <tr> <td style="width: 15%;">24 ブロードバンドユニバーサルサービス料</td><td style="width: 85%;">事業法に定める「高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金および負担金算定等規則」（令和4年総務省令第70号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金</td></tr> </table>	22 ローミング	第58条（ローミングの利用等）の規定により契約者が利用することができる別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービス	24 ブロードバンドユニバーサルサービス料	事業法に定める「高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金および負担金算定等規則」（令和4年総務省令第70号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金
22 ローミング	第57条（ローミングの利用等）の規定により契約者が利用することができる別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービス								
<u><新設></u>									
22 ローミング	第58条（ローミングの利用等）の規定により契約者が利用することができる別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービス								
24 ブロードバンドユニバーサルサービス料	事業法に定める「高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金および負担金算定等規則」（令和4年総務省令第70号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金								
<p>第2章 加入契約 (当社が行う契約の解除)</p> <p>第16条</p> <p>(3)第55条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。</p>	<p>第2章 加入契約 (当社が行う契約の解除)</p> <p>第16条</p> <p>(3)第56条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。</p>								
<p>(契約者識別番号その他の情報の登録)</p> <p>第19条</p> <p>2 当社は、前項の規定によるほか、第17条（契約者識別番号）第2項又は第51条（設備の修理又は復旧）第2項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録を行います。</p>	<p>(契約者識別番号その他の情報の登録)</p> <p>第19条</p> <p>2 当社は、前項の規定によるほか、第17条（契約者識別番号）第2項又は第52条（設備の修理又は復旧）第2項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録を行います。</p>								
<p>第5章 LTE無線通信サービスの提供中止及びLTE無線通信サービスの提供停止 (LTE無線通信サービスの提供停止)</p> <p>第38条</p> <p>(5) 契約者がそのLTE無線通信サービス又は当社と契約を締結している他のLTE無線通信サービスの利用において第55条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき</p>	<p>第5章 LTE無線通信サービスの提供中止及びLTE無線通信サービスの提供停止 (LTE無線通信サービスの提供停止)</p> <p>第38条</p> <p>(5) 契約者がそのLTE無線通信サービス又は当社と契約を締結している他のLTE無線通信サービスの利用において第56条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき</p>								
<p>第7章 料金等 <u><新設></u></p>	<p>第7章 料金等 (ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第44条 契約者は、その料金月の末日において加入契約を締結している場合、料金表に定めるブロードバンドユニバーサル料（事業法に定める高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金および負担金算定等規則（令和4年総務省令第70号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金。）の支払いを要します。</p>								
<p>第10章 雜則 (ローミングの利用等)</p> <p>第57条</p> <p>5 当社は、ローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第52条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定（損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます。）により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません</p>	<p>第10章 雜則 (ローミングの利用等)</p> <p>第58条</p> <p>5 当社は、ローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第53条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定（損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます。）により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません</p>								
<p>附則 (実施期日)</p> <p><u><追加></u></p>	<p>附則 (実施期日)</p> <p>8 この約款は、2026年1月1日より実施いたします。</p>								

現行	改正				
<p>別表 第1表 LTE無線通信サービスに関する料金 第1 基本利用料 <u><新設></u></p>	<p>別表 第1表 LTE無線通信サービスに関する料金 第1 基本利用料 1-4 ユニバーサルサービス料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ブロードバンドユニバーサル料 ※1</td> <td style="text-align: center;">2円（税込 2.2円）※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ブロードバンドユニバーサルサービス料は回線ごとに発生します。 ※2 ブロードバンドユニバーサルサービス料は、総務省の認可に基づき支援機関が算定し一般社団法人電気通信事業者協会ホームページ (https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/) で公開された番号単価に基づいて、当社が定めます。 ※3 2026年は、2026年3月ご利用分のみが請求対象となります。</p>	項目	料金額	ブロードバンドユニバーサル料 ※1	2円（税込 2.2円）※2※3
項目	料金額				
ブロードバンドユニバーサル料 ※1	2円（税込 2.2円）※2※3				
<p>附則 (実施期日) <u><追加></u></p>	<p>附則 (実施期日) 8 この約款は、2026年1月1日より実施いたします。</p>				

ひまわりネットワーク株式会社 ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約

2026年1月1日

<p>第1条 規約の適用 4. (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル放送サービス（光レギュラーコースまたは光劇spoコース）、ドコモ光（タイプC）、ケーブルプラス電話：<u>9,646円（税込10,610円）</u> ・デジタル放送サービス（光地デジ・BSコースまたは光ナイスコースまたはベーシックコース）、ドコモ光（タイプC）、ケーブルプラス電話：<u>6,450円（税込7,095円）</u> <p>5. (略) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル放送サービス（光レギュラーコースまたは光劇spoコース）、ドコモ光（タイプC）：9,146円（税込10,060円） ・デジタル放送サービス（音楽・アニメまたは映画・ドキュメンタリーコース）、ドコモ光（タイプC）、ケーブルプラス電話：<u>8,646円（税込9,510円）</u> ・デジタル放送サービス（音楽・アニメまたは映画・ドキュメンタリーコース）、ドコモ光（タイプC）：8,146円（税込8,960円） ・デジタル放送サービス（光地デジ・BSコース）、ドコモ光（タイプC）：5,950円（税込6,545円） <p>※デジタル放送サービス（コミュニティコース）、ドコモ光（タイプC）：5,950円（税込6,545円）は2025年6月1日以降デジタルホームターミナルを付帯しない仕様に変更いたします。</p> <p>(略)</p>	<p>第1条 規約の適用 4. (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル放送サービス（光レギュラーコースまたは光劇spoコース）、ドコモ光（タイプC）、ケーブルプラス電話：<u>9,806円（税込10,786円）</u> ・デジタル放送サービス（光地デジ・BSコースまたは光ナイスコースまたはベーシックコース）、ドコモ光（タイプC）、ケーブルプラス電話：<u>6,610円（税込7,271円）</u> <p>5. (略) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル放送サービス（光レギュラーコースまたは光劇spoコース）、ドコモ光（タイプC）：9,146円（税込10,060円） ・デジタル放送サービス（音楽・アニメまたは映画・ドキュメンタリーコース）、ドコモ光（タイプC）、ケーブルプラス電話：<u>8,806円（税込9,686円）</u> ・デジタル放送サービス（音楽・アニメまたは映画・ドキュメンタリーコース）、ドコモ光（タイプC）：8,146円（税込8,960円） ・デジタル放送サービス（光地デジ・BSコース）、ドコモ光（タイプC）：5,950円（税込6,545円） <p>※デジタル放送サービス（コミュニティコース）、ドコモ光（タイプC）：5,950円（税込6,545円）は2025年6月1日以降デジタルホームターミナルを付帯しない仕様に変更いたします。</p> <p>(略)</p>
<p>附則 (実施期日) <u><追加></u></p>	<p>附則 (実施期日) 6. この改正規約は2026年1月1日から適用します。</p>